

【 附 属 資 料 】

(1) 平 面 図 ・ 断 面 図 等

G ブ ロ ッ ク 詳 細 図	・ ・ ・ ・ ・	P 1
上 水 道 整 備 状 況 平 面 図	・ ・ ・ ・ ・	P 2
下 水 道 整 備 状 況 平 面 図	・ ・ ・ ・ ・	P 3
雨 水 排 水 柵 位 置 平 面 図	・ ・ ・ ・ ・	P 4

(2) 土 質 関 係 資 料

埋 立 後 の ボ ー リ ン グ 箇 所 位 置 図 ， 柱 状 図	・ ・ ・ ・ ・	P 5
-------------------------------------	-----------	-----

(3) 沈 下 関 係 資 料

残 留 予 測 沈 下 量 平 面 図	・ ・ ・ ・ ・	P 6
---------------------	-----------	-----

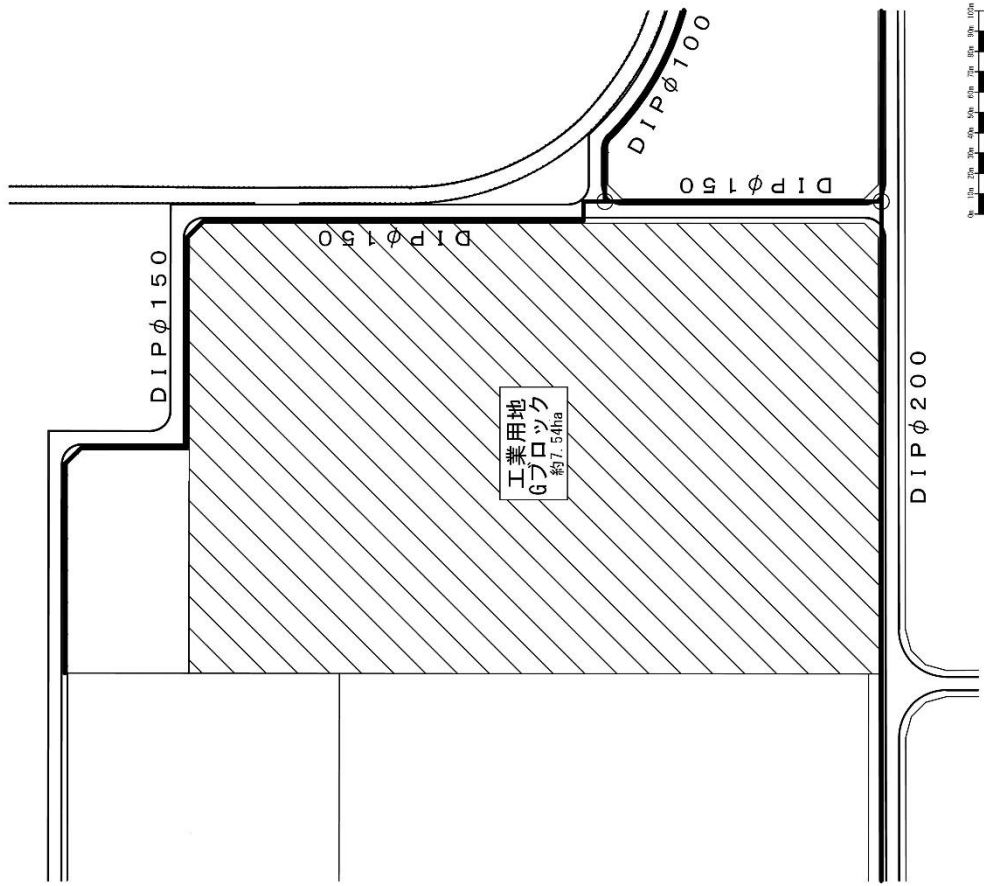
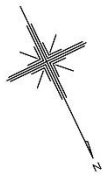
(4) そ の 他

臨 港 地 区 内 の 分 区 に お け る 構 築 物 の 規 制	・ ・ ・ ・ ・	P 7
臨 港 道 路 へ の 出 入 口 に つ い て	・ ・ ・ ・ ・	P 10
埋 立 土 の 種 類	・ ・ ・ ・ ・	P 11
呉 市 に お け る 事 業 場 排 水 の 排 除 基 準	・ ・ ・ ・ ・	P 12
水 質 汚 濁 防 止 法 施 行 令 別 表 第 1	・ ・ ・ ・ ・	P 14

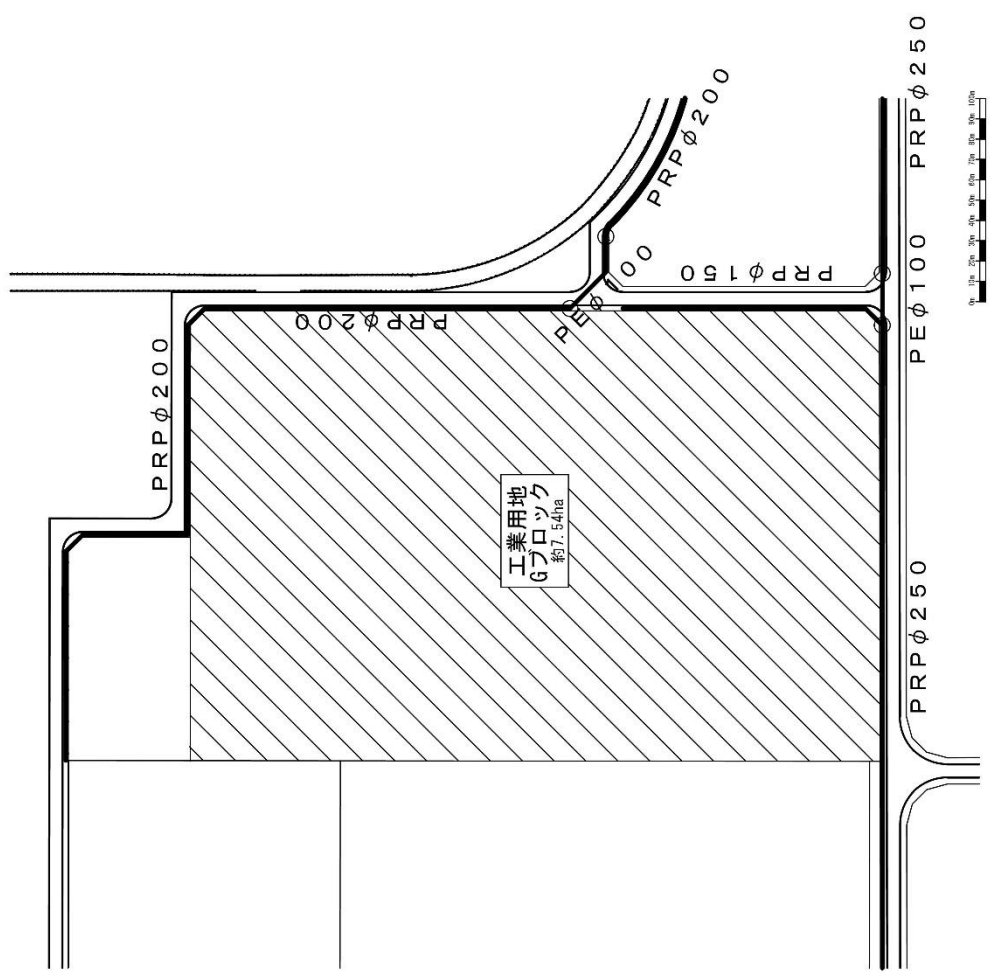
な お ， 次 の 関 係 資 料 に つ い て は ，

呉 市 産 業 部 港 湾 漁 港 課 （ 本 庁 舎 5 階 ） に お い て 閲 覧 可 能 で す 。

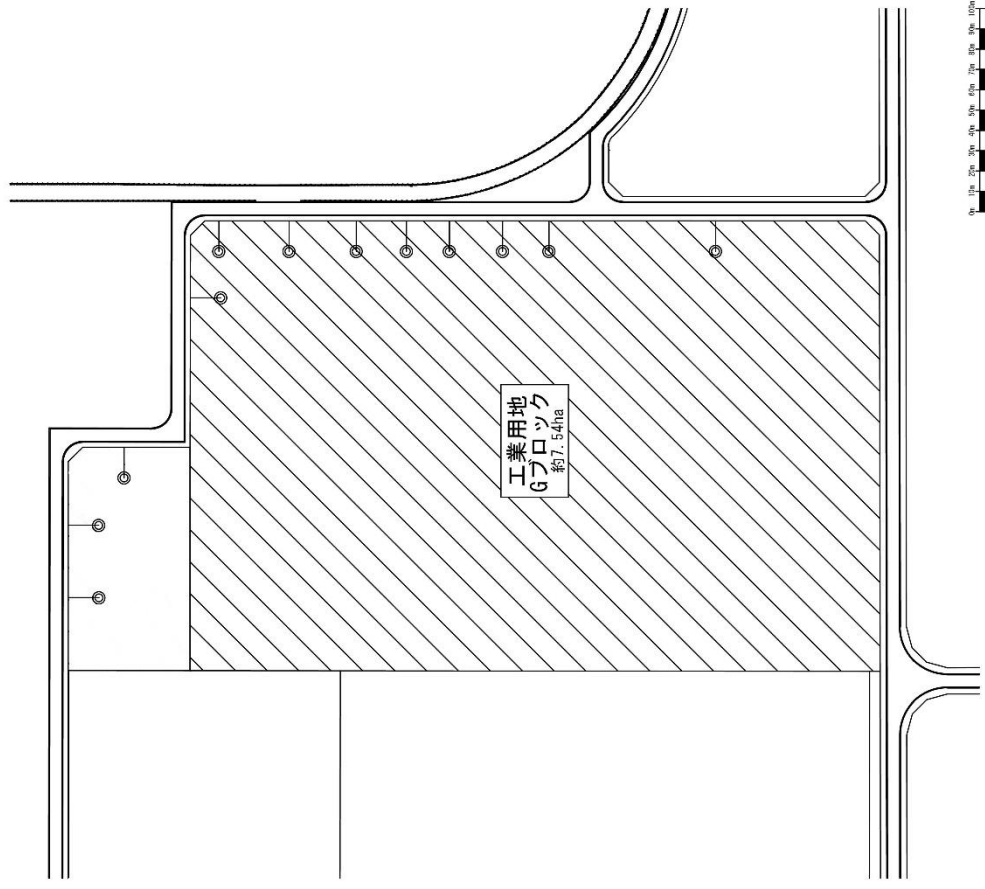
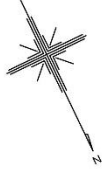
上水道整備状況平面図



下水道整備状況平面図



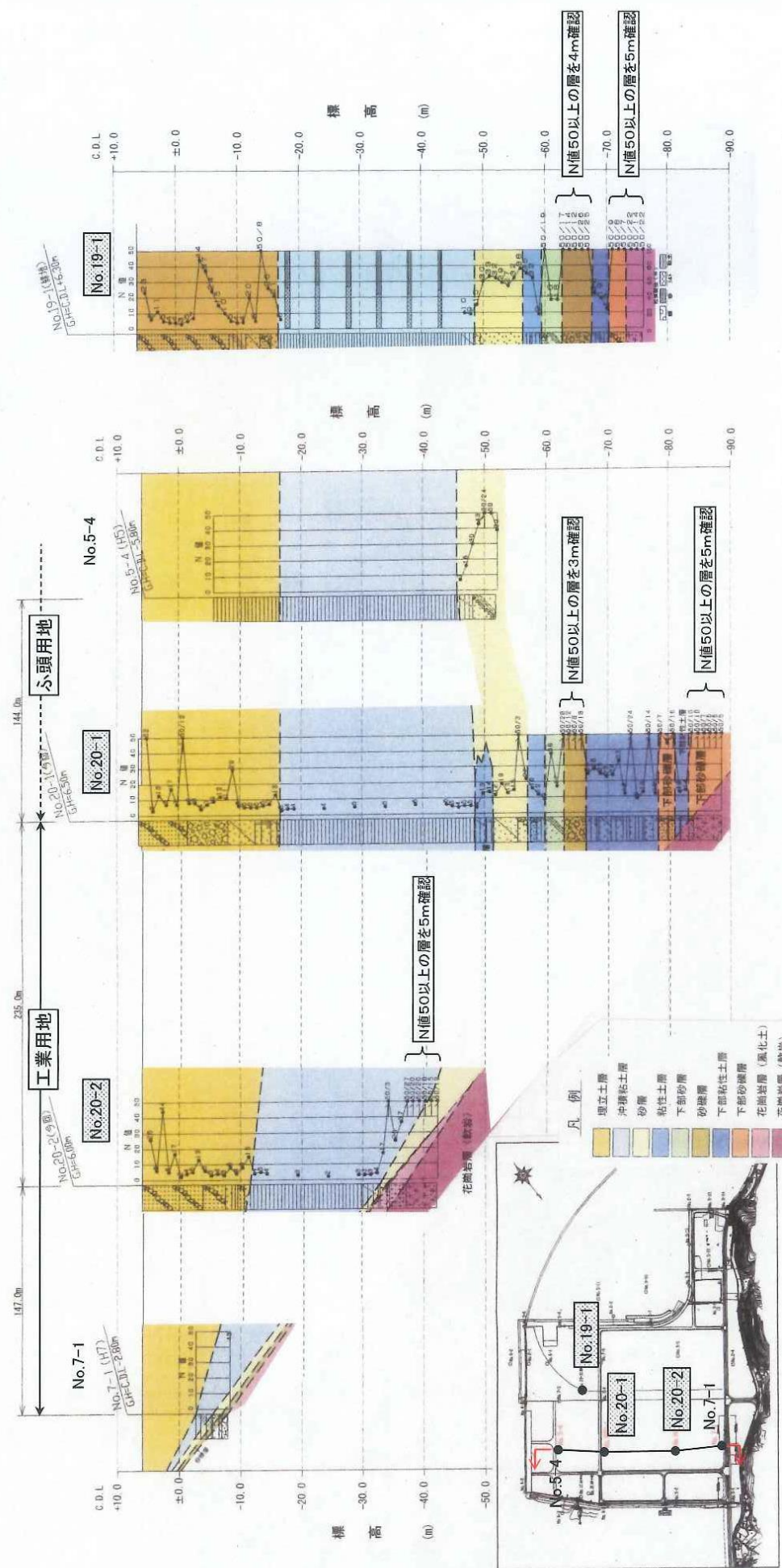
雨水排水柵位置平面図



阿賀マリノポリス ボーリング柱状図

各ボーリングのデータは、港湾漁港課にて閲覧できます。

は、埋立後のボーリング



位置図

残留予測沈下量平面図 (H31年3月からの残留予想沈下量)

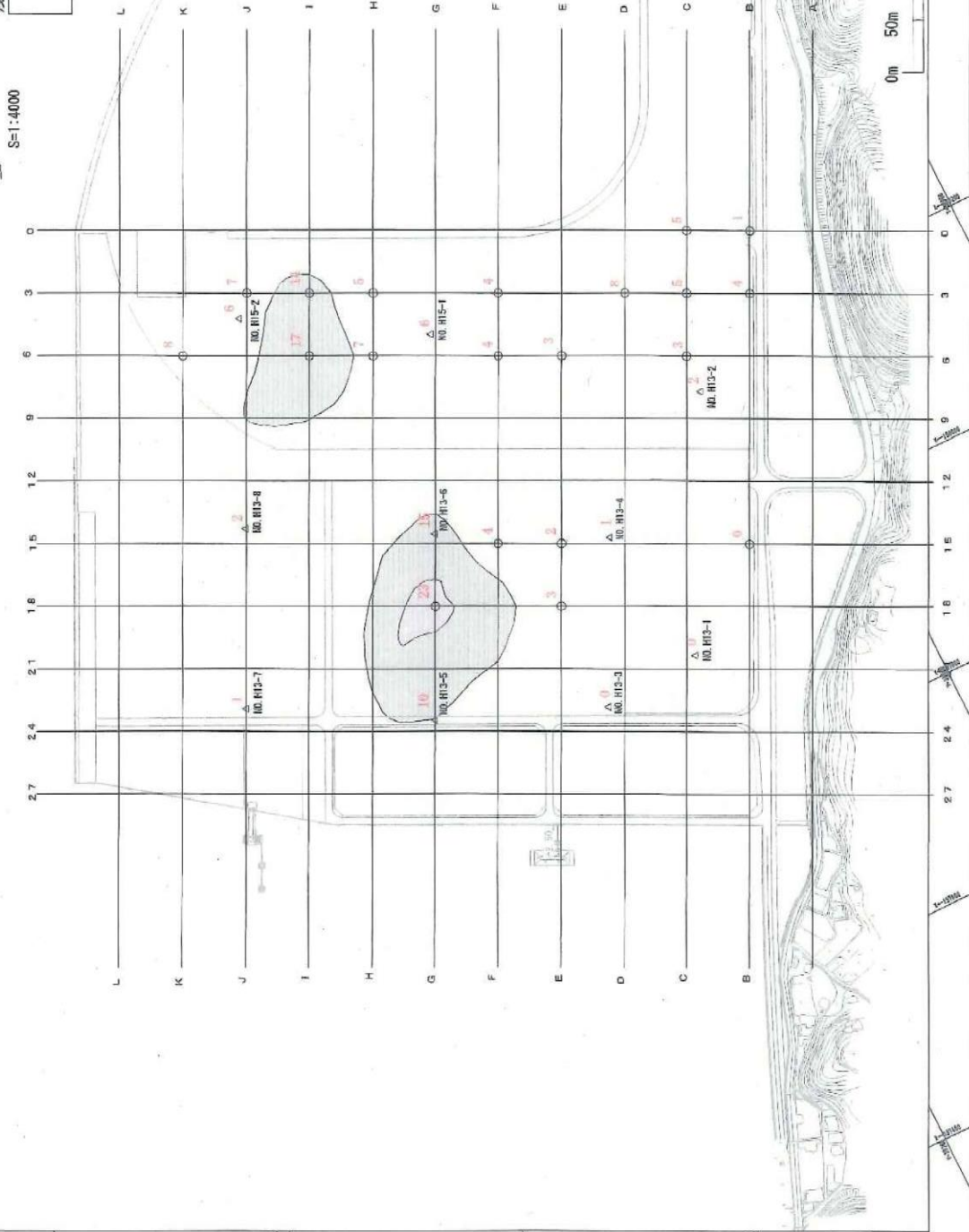
図面名称	沈下量予測平面図	図面番号	
制作年度	平成27年度	図面尺	10箇所
標準名	高度地盤沈下量予測 - 最終報告		
調査場所	東京都港区7丁目地区		
調査実施機関	株式会社	図面名	最終

残留予測沈下量箇所

沈下板	△	地内沈下板	10箇所
	○	簡易沈下板	20箇所

- 残留沈下量 40~49cm
- 残留沈下量 30~39cm
- 残留沈下量 20~29cm
- 残留沈下量 10~19cm
- 残留沈下量 0~9cm

※ 残留予測沈下量は、埋立完了後の沈下予測より、(赤数字)
(H16年12月~H29年2月)より、改良法で補正している。
※ 図示された数字が、新たな調査を要しない場合での残留予
測沈下量 (cm) である。



呉市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

昭和62年9月25日条例第30号

改正 平成元年6月20日条例第34号 平成12年9月25日条例第42号
平成13年12月21日条例第30号 平成20年6月27日条例第30号

呉港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和35年呉市条例第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第40条の規定に基づき、港湾管理者（法第2条第1項に規定する港湾管理者をいう。）として呉市が管理する港湾の臨港地区内の分区（以下「分区」という。）における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「商港区」，「工業港区」，「漁港区」及び「修景厚生港区」とは、法第39条第1項の規定により市長が指定した「商港区」，「工業港区」，「漁港区」及び「修景厚生港区」をいう。

（禁止構築物）

第3条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物（以下「禁止構築物」という。）は、別表の左欄に掲げる分区ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、市長が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可したものを除く。

（分区の指定に伴う措置）

第4条 法第39条第1項の規定により分区を指定する際に現に建設又は改築の工事中の構築物がある分区における禁止構築物に該当する場合には、当該建設又は改築の工事中の構築物については、当該分区内に現に存するものとみなし、第6条及び第7条の規定は、適用しない。

（施行規定）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）

第6条 法第40条第1項の規定に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際現に建設又は改築の工事中の構築物がある分区における禁止構築物に該当する場合には、当該建設又は改築の工事中の構築物については、当該分区内に現に存するものとみなし、第6条及び第7条の規定は、適用しない。

付 則（平成20年6月27日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

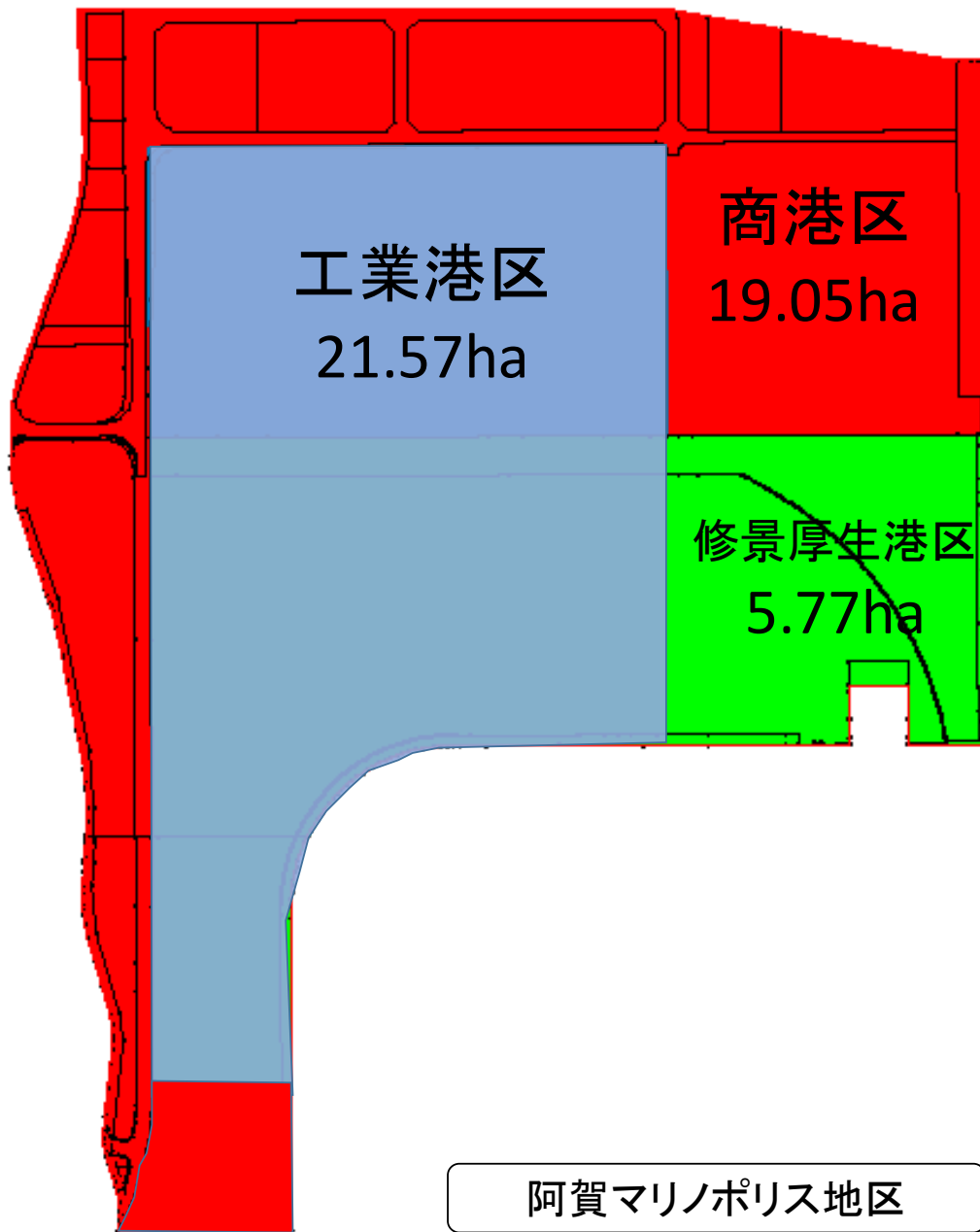
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

分区	構築物
1 工業港区	<p>次に掲げる構築物以外のもの</p> <p>(1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設</p> <p>(2) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業及び供給事業又はこれらの関連事業の工場及び事務所並びにこれらの事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設</p> <p>(3) 前号の工場に附属する研究施設及びその附帯施設</p> <p>(4) 前2号に規定する施設に従事する者のための休泊所、診療所その他市長が指定する福利厚生施設</p> <p>(5) 第2号に規定する事業を行う者の利便の用に供するための郵便局その他の郵便の業務を行う者の営業所、信書便に係る業務を行う者の営業所、銀行の支店及び保険業の店舗</p> <p>(6) 市長が指定する製造事業及びその関連事業の工場及び事務所並びにこれらの附帯施設</p> <p>(7) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、貿易関連業その他市長が指定する事業の事務所及びその附帯施設</p> <p>(8) 税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安部、警察署、入国管理事務所、検疫所、消防署その他市長が指定する官公署の事務所及びその附帯施設</p> <p>(9) 第2号及び第3号に規定する施設に従事する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店(これらの構築物のうち風俗営業等を行うものを除く。)その他市長が指定する便益施設及びこれらの附帯施設</p> <p>(10) 第2号に規定する事業を行う者の利便の用に供するガソリンスタンド</p>

分区〔平成30年12月〕

	臨港地区	46.39ha
	商港区	19.05ha
	工業港区	21.57ha
	修景厚生港区	5.77ha



臨港道路への出入口について

マリノポリス地区内の臨港道路は、港湾管理者(港湾漁港課)が道路管理者であり、港湾関連用地から臨港道路への出入口は、譲受人の負担により以下の基準に基づいて整備することとなる。

なお、マリノポリス地区内の臨港道路に関する承認及び許可については、平成6年9月30日付建設省道政発第49号の通達に準じるものとする。

車両出入口の乗入幅及び歩道舗装厚は、以下のとおりとする。

・乗入幅

型式	車種	乗入幅(m)
I 種	乗用, 小型貨物自動車	4.0
II 種	普通貨物自動車等 (6.5t 以下)	8.0
III 種	大型及び中型貨物自動車等 (6.5t をこえるもの)	12.0

※出入りする車種の最大のものを適用する。

※トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は、別途考慮することができる。

※申請者の都合により上記の値より縮小することができる。

※乗入箇所は、原則として、出入対象施設について一箇所とする。

※道路側の取付方法は、乗入幅の両側に半径1.0mの角切りを設置できる。

・歩道舗装厚

種別	アスファルト舗装(cm)			
	車種	密粒度	粗粒度	路盤
I 種	乗用, 小型貨物自動車	5		15
II 種	普通貨物自動車等	5	5	15
III 種	大型及び中型貨物自動車等	5	10	20

※出入りする車種の最大のものを適用する。

※アスファルト舗装要綱によるものとする。

※申請者の都合により乗入幅を縮小する場合においても、舗装厚は減じないものとする。

埋立土の種類 (46.4haのうち緑地3.6ha, 1工区4.5ha, 岸壁0.5haを除いた37.8haについて)

単位:m³

種別	年度										計	備考
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度							
① 仮置土	151,740	176,150	29,580	55,010	13,910						426,390	市・県・国(トンネル発生土含む)の公共残土
② 関西残土	292,470	645,280	327,490	82,710							1,347,950	関西圏の公共残土
③ 首都圏残土	51,790	117,740		0	0						169,530	首都圏の公共残土
④ 吉松残土	53,630		0	0	0						53,630	市内の開発残土
⑤ 郷原残土	92,100		0	0	0						92,100	〃
⑥ 南部残土	87,290	212,610	88,270	334,020	148,390						870,580	採石採取時の残土 (呉市広町大広)
⑦ 上黒島残土	10,400	316,630	357,840	345,460	54,590						1,084,920	〃 (呉市下蒲刈町上黒島)
⑧ 大島残土	2,920	281,040	494,650	770,440	334,740						1,883,790	〃 (山口県大島郡東三浦平連)
⑨ 沖美残土	0	0	100,900	28,660							129,560	〃 (江田島市沖美町岡大王黒神)
⑩ 倉橋残土	3,770	2,830	13,080	450	0						20,130	倉橋町農林道整備事業の残土
⑪ 海田残土	0	6,010	0	0	0						6,010	海田町地区の公共残土
⑫ 豊島残土	0	0	20,210	5,050							25,260	広島県呉農林局豊島農道整備事業の残土
⑬ 音戸残土				61,640							61,640	広島県警固屋・音戸バイパス整備事業の残土
⑭ 浚渫土	163,460	32,920	102,930	8,850							308,160	市・国の浚渫土(呉港内)
⑮ 購入土				11,200	172,380						183,580	山土 : 覆土に利用(50cm程度)
計	909,570	1,791,210	1,534,950	1,703,490	724,010						6,663,230	

※ トンネル工事にかかる発生土については、最大径が30cmを越える石を含む場合がある。

呉市における事業場排水の排除基準

対象者 対象物質又は項目	特定事業場 (旅館業を除く。)			非特定事業場 (旅館業を含む。)		
	排水量 30m ³ /日未満	排水量 30m ³ /日以上 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
	シアン化合物	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "
	有機りん化合物	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "
	鉛及びその化合物	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
	六価クロム化合物	0.5 "	0.5 "	0.5 "	0.5 "	0.5 "
	ひ素及びその化合物	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 "	0.005 "	0.005 "	0.005 "	0.005 "
	アルキル水銀化合物	検出され ないこと	検出され ないこと	検出され ないこと	検出され ないこと	検出され ないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下
	トリクロロエチレン	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
	テトラクロロエチレン	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
	ジクロロメタン	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "
	四塩化炭素	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "
	1, 2-ジクロロエタン	0.04 "	0.04 "	0.04 "	0.04 "	0.04 "
	1, 1-ジクロロエチレン	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 "	0.4 "	0.4 "	0.4 "	0.4 "
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 "	3 "	3 "	3 "	3 "
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "
	チウラム	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "
	シマジン	0.03 "	0.03 "	0.03 "	0.03 "	0.03 "
	チオベンカルブ	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "
	ベンゼン	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
	セレン及びその化合物	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
	ほう素及びその化合物	230 " 10 "(安浦)	230 " 10 "(安浦)	230 " 10 "(安浦)	230 " 10 "(安浦)	230 " 10 "(安浦)
	ふっ素及びその化合物	15 " 8 "(安浦)	15 " 8 "(安浦)	15 " 8 "(安浦)	15 " 8 "(安浦)	15 " 8 "(安浦)
1, 4-ジオキサン	0.5 "	0.5 "	0.5 "	0.5 "	0.5 "	
アンモニア性窒素等含有量	—	—	—	—	—	

対象者 対象物質又は項目		特定事業場 (旅館業を除く。)			非特定事業場 (旅館業を含む。)		
		排水量 30m ³ /日未満	排水量 30m ³ /日以上 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上	
環境 項目 等	フェノール類	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	
	銅及びその化合物	3 "	3 "	3 "	3 "	3 "	
	亜鉛及びその化合物	2 "	2 "	2 "	2 "	2 "	
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 "	10 "	10 "	10 "	10 "	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 "	10 "	10 "	10 "	10 "	
	クロム及びその化合物	2 "	2 "	2 "	2 "	2 "	
	水素イオン濃度(pH)	5を超え11未満	5を超え11未満	5を超え9未満	5を超え11未満	5を超え9未満	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	—	—	600未満	—	600未満	
	浮遊物質質量(SS)	—	—	600未満	—	600未満	
	n-ヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量	20以下	20以下	5以下	20以下	5以下
		動植物油脂類	—	—	30 "	—	30 "
	窒素含有量	—	—	—	—	—	
	りん含有量	—	—	—	—	—	
	温度	—	—	45未満	—	45未満	
	요소消費量	—	—	220未満	—	220未満	
	化学的酸素要求量	—	—	—	—	—	
大腸菌群数	—	—	—	—	—		

(備考) 1 単位は、pH、温度、大腸菌群数を除き、全てmg/lである。
また、()内は、日間平均値である。

2 内は、直罰等に係る規制基準である。
なお、この基準のうち30m³/日以上、50m³/日未満の特定事業場に係るフェノール、銅、亜鉛、鉄、マンガンの基準は、と畜業、食鶏処理業、廃油再生業に属する特定事業場及びシアン又はクロムを使用する特定事業場に適用する基準である。

3 内は、除害施設の設置等に係る規制基準である。

ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設	ダイオキシン類として 10ピコグラム/l以下
-------------------------	---------------------------

水質汚濁防止法施行令 別表第1

番号	名称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 へ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 へ 蒸留施設

番号	名称
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 へ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設

番号	名称
21の2	一般製材業又は木材チツブ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チツブ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	開業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設

番号	名称
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二酸化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設

番号	名称
3 3	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗（ふつ）素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
3 4	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
3 5	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
3 6	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

番号	名称
3 7	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
3 8	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
3 8の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
3 9	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
4 0	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
4 1	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
4 2	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
4 3	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設

番号	名称
4 4	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
4 5	木材化学工業の用に供するフルフラーール蒸留施設
4 6	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
4 7	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
4 8	火薬製造業の用に供する洗浄施設
4 9	農薬製造業の用に供する混合施設
5 0	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
5 1	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
5 1 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
5 1 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
5 2	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
5 3	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
5 4	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
5 5	生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント
5 6	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設

番号	名称
5 7	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
5 8	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
5 9	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
6 0	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
6 1	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
6 2	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 へ 湿式集じん施設
6 3	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
6 3 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
6 3 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
6 4	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
6 4 の 2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
6 5	酸又はアルカリによる表面処理施設
6 6	電気めつき施設
6 6 の 2	エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）

番 号	名 称
6 6 の 3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
6 6 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 6 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 6 の 6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 6 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 6 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 7	洗濯業の用に供する洗浄施設
6 8	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
6 8 の 2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
6 9	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
6 9 の 2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
6 9 の 3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
7 0	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
7 0 の 2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第85号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
7 1	自動式車両洗浄施設

番 号	名 称
7 1 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるこれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
7 1 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
7 1 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
7 1 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
7 1 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
7 2	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
7 3	下水道終末処理施設
7 4	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）
備考 1	6 6 の 2 は、下水の排除の制限については適用されません。ただし、温泉法で規定する温泉を利用するものはこの限りではありません。
備考 2	水質汚濁防止法施行規則（科学技術に関する研究等を行う事業場） 第1条の2 令別表第1第71号の2の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物検疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場